

大阪市告示第1203号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年8月30日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和6年9月1日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和6年9月2日（月）から 同月4日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和6年9月6日（金）	
	令和6年9月8日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和6年9月9日（月）から 同月11日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和6年9月13日（金）	
	令和6年9月15日（日）から 同月16日（月）まで	午前9時から 午後7時30分まで
	令和6年9月17日（火）から 同月18日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和6年9月20日（金）	
	令和6年9月22日（日）から 同月23日（月）まで	午前9時から 午後7時30分まで
	令和6年9月24日（火）から 同月25日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで

	令和 6 年 9 月 27 日（金）	
	令和 6 年 9 月 29 日（日）	午前 9 時から 午後 7 時 30 分まで
	令和 6 年 9 月 30 日（月）	午前 9 時から 午後 9 時 45 分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）